

令和 8 年度 三島橋橋梁修繕設計業務委託

特記仕様書

## 第1章 総則

### 第1条 適用範囲

本特記仕様書は、「令和8年度 三島橋橋梁修繕設計業務委託」（以下「本業務」という）に適用する。

### 第2条 業務の目的

本業務は、玄海町の橋梁長寿命化を図るため、橋梁点検等により劣化が認められた箇所の補修設計を実施するものである。

### 第3条 適用基準等

業務の実施にあたっては、本業務の特記仕様書によるほか、下記の基準等に準拠して実施するものとする。

- 1) 設計・調査・測量業務委託共通仕様書
- 2) 土木業務委託検査必携
- 3) その他関連図書

### 第4条 管理技術者及び照査技術者

管理技術者及び照査技術者の資格は、鋼構造及びコンクリート部門の技術士または鋼構造及びコンクリート部門のシビルコンサルティングマネージャー（以下、RCCM という。）の資格保有者とする。

また、照査技術者は管理技術者及び担当技術者と兼務できない。

### 第5条 打合せ

協議打合せ回数は別紙設計図書のとおりとするが、その時期については監督員と打合わせるものとする。また、第1回打合せと成果品納入時には、管理技術者が立ち会うものとする。

### 第6条 業務計画書

業務計画書は、共通仕様書の「業務計画書」に基づき作成するものとし、契約締結後14日以内に監督員に提出しなければならない。

### 第7条 資料の貸与

業務の遂行において必要となる以下の資料は貸与する。

- ① 令和5年度電源立地地域対策交付金事業 町道橋梁点検業務委託 成果品
- ② 道路施設現況調書（橋梁）
- ③ その他必要があると思われるもの

## 第2章業務の内容

### 第8条 業務内容

#### 1. 業務準備

##### (1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、下記に示す項目について業務計画書を作成し、発注者に提出するものとする。

- 1) 業務概要
- 2) 実施方針
- 3) 業務工程
- 4) 業務組織計画
- 5) 打合せ計画
- 6) 成果品の品質を確保するための計画
- 7) 成果品の内容、部数
- 8) 使用する主な図書及び基準
- 9) 連絡体制（緊急時含む）
- 10) 使用する主な機器
- 11) その他

##### (2) 現地踏査

受注者は、対象橋梁の現地踏査を行い、設計図書に基づいた設計範囲及び貸与資料と現地との整合性を目視により確認するものとする。また、地形・地質等の自然状況、沿道・交差・用地条件等の周辺状況を把握し、合わせて工事用道路・施工ヤード等の施工性の判断に必要な基礎的な現地状況を把握するものとする。

#### 2. 詳細調査

下部工、上部工の劣化状況や原因を把握するため、下記の試験および調査を行う。

##### 1) 高圧洗浄

コンクリート表面に汚れ、析出物が多く付着している部分は調査前に高圧洗浄処理を行い、これらを極力除去する。（隠れているひび割れ確認のため）

##### 2) 変状調査

橋梁全体に対して目視、クラックスケール等による外観の変状調査を行い、劣化・損傷の位置・規模を調査し、損傷図を作成する。変状調査：近接目視を基本とし、ひび割れ(チョーキング)、遊離石灰等の析出状況、漏水、錆汁、鋼材状況（概略目視による亀裂の有無，腐食状況）を調査する。また、同時に打診ハンマーによる点検も実施し、コンクリートに浮きが生じていないか確認する。近接目視が困難な場合は別途適切な方法により調査を行う。

##### 3) コア採取・復旧

コア採取は鉄筋探査を実施し、その結果をもとに各種試験の供試体として所定量を採取する。採取後は、ポリマーセメントモルタル等を用いて復旧を行う。コアの基本寸法は以下を標準とするが、配筋状態により採取が困難と思われる場合は適宜変更する。

圧縮強度試験用：φ100×L200

##### 4) 圧縮強度試験

採取コアを用いて、コンクリートの圧縮強度を確認する。

##### 5) 反発硬度試験

リバウンドハンマーを使用してコンクリートの硬度を確認する。

- 6) 中性化試験  
採取コアを用いてフェノールフタレイン法により、コンクリートの中性化深さを測定する。
- 7) 塩化物イオン含有量試験  
コンクリート中の塩分含有量を確認する。
- 8) アルカリ骨材反応試験  
アルカリシリカ反応によるコンクリートの膨張性を確認する。
- 9) 鉄筋探査  
コンクリート構造物の鉄筋の配筋状態、かぶり厚、径、ピッチなどを確認し、補修設計の資料とする。
- 10) コンクリートはつり調査  
内部鉄筋の配筋状態、腐食状況などを直接目視により確認する。
- 11) 調査結果のとりまとめ  
変状調査結果、試験結果等の調査結果とりまとめを行う。

### 3. 橋梁補修設計

#### (1) 既存資料の確認

過年度の点検結果、過年度対策状況等の確認を行い、対策工法の妥当性を確認するものとする。

なお、資料確認、踏査等により詳細調査等追加調査の必要が生じた場合は、発注者と協議するものとする。

#### (2) 橋梁補修詳細設計（上部工、下部工、床版防水、伸縮装置）

前項で確認した対策工法及び踏査結果に基づき、橋梁毎に補修詳細設計を行うものとする。

#### (3) 施工計画の策定

前項の補修詳細設計に基づき施工計画を策定するものとする。

#### (4) 概算工事費の算出

補修詳細設計・施工計画に基づき概算工事費の算出を行うものとする。

#### (5) 照査

基本的な条件決定に伴う、施工条件、設計方針、設計手法及び設計計算、設計図、数量計算等の適切性及び整合性等について照査を行う。

### 第3章 成果品の検収

#### 第9条 検収

監督者は、受託者より提出された成果品の検収を行う。検収の結果、不良の場合は修正して再度検収を受けなければならない。

### 第4章 成果品の提出

#### 第10条 成果品の提出

成果品は、「電子納品運用ガイドライン(佐賀県県土整備部、農林水産部及び地域交流部 令和8年1月)」に基づき作成し提出するものとする。このほか、表紙及び背表紙に表題・年月・会社名を記入しA4版で製本し2部提出すること。また、その他監督員が指示した資料についても提出する。

なお、成果品納入後であっても成果品に誤りがある場合は、直ちに修正するものとする。

### 第5章 その他

#### 第11条 疑義

本業務の実施に当たり、疑義が生じた場合は、発注者・受注者双方の協議により定めるものとする。